

【表2】医療給付の種類

医療給付の種類	こんなときに受けられます	給付を受けるときは
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証を提示
入院時食事療養費【表3】	入院したときの食費	市町村民税非課税世帯の方は事前に市町村への申請が必要
入院時生活療養費【表3】	療養病床に入院したときの食費・居住費	
保険外併用療養費	利用者の選定による特別の病室の提供などを受けたとき	申請は不要
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき	
療養費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	市町村への申請が必要
特別療養費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治療を受けたとき	
移送費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	
高額療養費	1か月の患者負担が高額になったとき	
葬祭費	被保険者が死亡し、その方の葬祭を行ったとき	
高額介護合算療養費	医療と介護の自己負担額が高額になったとき	

【表3】入院の場合の1食当たりの食費・1日当たりの居住費の標準負担額

療養病床以外に入院したとき

世帯区分	食事療養標準負担額
①一般の方	260円
②市町村民税非課税世帯に属する方で、③以外の方	210円
③市町村民税非課税世帯に属する方で、年金受給額が80万円以下の方及び老齢福祉年金を受給している方	100円

※▶②に該当する方で、過去1年の入院日数が90日を超える場合は、1食につき160円になります。なお、この入院日数には、老人医療受給者であった期間に係る入院日数を含まず。

療養病床に入院したとき

世帯区分	生活療養標準負担額
①一般の方	(食費) 460円 (居住費) 320円
②市町村民税非課税世帯に属する方で、③と④以外の方	(食費) 210円 (居住費) 320円
③市町村民税非課税世帯に属する方で、年金受給額が80万円以下の方	(食費) 130円 (居住費) 320円
④市町村民税非課税の世帯に属する方で、老齢福祉年金を受給している方	(食費) 100円 (居住費) 0円

※1▶①の場合の460円は、管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなど一定の要件を満たす保険医療機関の場合の額です。それ以外の場合は、420円になります。

※2▶左表は、入院医療の必要性の高い方以外の方に係るものです。

① 同一世帯に被保険者が1人の場合、被保険者本人の収入の額が383万円未満の方で、これらは、市町村への申請が必要です。【表2】
② 同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者の収入の合計額が520万円未満の方

3割を負担します。※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方です。ただし、次に該当する方は、申請し認定を受けると1割負担になります。

受ける医療給付は、今までと変わリません。受けられる給付は、老人保健制度や国民健康保険と基本的には同じです。

主な給付は、次のとおりで、これらは、市町村への申請が必要です。【表2】
高額介護合算療養費
医療と介護の自己負担額が高額になる方の負担を軽減するため、新たに高額介護合算療養費が加わりました。

お住まいの市町村で健康診査が受けられます。被保険者の健康の保持や増進のため、健康診査を実施します。健診は、お住まいの市町村で受診できます。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
町民課生活環境グループ：☎511111